

※本条例は現在廃止されています。

泉南市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 25 年 3 月 1 日条例第 2 号

泉南市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年泉南市条例第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、泉南市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第 2 条 政務活動費は、泉南市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（交付額及び交付方法）

第 3 条 政務活動費は、年度ごとに、月額 50,000 円の割合で算定した額とする。

2 政務活動費は、毎年度 4 月 1 日に在職する議員に対し、当該年度の最初の月に当該年度に属する月数分を交付する。ただし、当該年度の中途において議員の任期が満了する場合については、任期が満了する日の属する月までの月数分を交付する。

3 年度の中途において新たに議員になった者に対しては、議員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）に、議員になった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を交付する。

（議員でなくなった場合の政務活動費の返還）

第 4 条 政務活動費の交付を受けた議員が辞職、失職、除名若しくは議会の解散又は死亡により当該交付を受けた年度の中途において議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たるときは、当月）以降の月数分の政務活動費を返還しなければならない。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 5 条 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 私的な経費
- (2) 交際費的な経費
- (3) 党費その他政党活動に関する経費
- (4) 選挙運動に関する経費
- (5) 議員以外の者の市政に関する調査研究に関する経費
(交付の手續等)

第6条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該年度の政務活動費について、市長に交付の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該年度の政務活動費について交付の決定をするものとする。

3 議員は、交付の決定を受けた後政務活動費の交付を受けようとするときは、市長に交付の請求をしなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた議員は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた議員が、議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、議員でなくなった日から30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還命令)

第8条 市長は、政務活動費の交付を受けた議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

2 市長は、第7条第2項及び第3項に定める提出期限までに、収支報告書が提出されない場合は、交付した月数分の政務活動費の返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存)

第9条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(透明性の確保)

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(情報の公開)

第11条 議長は、泉南市情報公開条例（平成11年条例第17号）の定めるところにより、積極的にその情報を公開するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に泉南市政務調査費の交付に関する条例（平成13年泉南市条例第9号）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	議員が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費